

国地契第74号
国官技第459号
国営計第172号
平成31年3月29日

各地方整備局 総務部長
企画部長 殿
営繕部長

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」の
一部改正について

工事における施工体制確認型総合評価落札方式の試行については、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）（以下「本件通達」という。）等に基づき対象工事、審査・評価方法等が定められているところであるが、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）の一部改正に伴い、下記のとおり本件通達の一部を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える

改正後	改正前
<p>1～4 (略)</p> <p>5 施工体制評価項目の審査・評価方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、<u>6に掲げる資料の提出を求めることとする。</u>なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の<u>提出期限等</u>を明らかにするものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。</p> <p>③ 地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 施工体制評価項目の審査・評価方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、<u>所定の資料の提出を求めることとする。</u>なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の<u>提出期限及び内容等</u>を明らかにするものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評価点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。</p> <p>(新設)</p>

評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

(5)入札参加者が、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を(2)により提出を求める資料または競争参加資格申請書と同時に提出されるVE提案書において明らかにした場合は、コスト削減金額として地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなし(4)①又は②を適用する。但し、当該入札参加者の申込みに係る価格が、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号）に示す特別重点調査の実施対象に該当する場合は、コスト削減金額によらず(4)②又は③を適用するものとする。

(6)～(9) (略)

6. 提出を求める資料等と確認内容

(1) 各費用項目ごとの確認

① 各費用項目共通

1) 施工体制台帳（様式1）

施工体制が適切であること。

(2) 直接工事費

① 資材費（発注者の積算総額で概ね100万円以上の資材を調査対象とする。）

1) 資材購入予定先一覧（様式2）

イ 他社から購入を予定している場合

(イ)購入予定業者から納入を受ける予定の資材が 工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以

(5)入札参加者が、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト削減金額として地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして(4)を適用する。

(6)～(9) (略)

(新設)

内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）

。(ロ)購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

ロ 自社製品の活用を予定している場合

(イ)自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ロ)記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

② 機械経費

1) 機械リース元一覧（様式3）

イ 他社からリースを予定している場合

(イ)機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ロ)機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

ロ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(イ)自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ロ)記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

③ 労務費

1) 労務者の確保計画（様式4-1）

イ 自社労務者を充てる場合

(イ)記載された者が自社社員であること。

(ロ)資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ハ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

ロ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(イ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ロ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

2) 工種別労務者配置計画（様式4-2）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

④ 共通仮設費

1) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式5）

イ 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

ロ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

⑤ 現場管理費

1) 配置予定技術者名簿（様式6）

配置予定の主任技術者又は監理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

イ 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事実際に配置できること

ロ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ハ それぞれに必要な資格を有すること。

2) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式5）

(2) 施工体制の確認

① 品質確保体制

1) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式7-1）

イ 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

ロ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ハ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

二 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

2) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式7-2）

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

ロ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ハ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

3) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式7-3）

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記

載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

ロ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

② 安全確保体制

1) 安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式8）

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

ロ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ハ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

二 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

③ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制

1) 建設副産物の搬出地・運搬計画（様式9）

イ 記載された搬出計画や建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

ロ 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に

建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ハ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

④ その他施工体制全般

1) 下請予定業者等一覧表 (様式10)

イ 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

ロ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳 (機械経費、労務費、材料費及びその他費用) ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(3) VE提案に係る資料 (様式11)

7・8 (略)

6・7 (略)

様式1～11 (略)

(新設)

※別添参照

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する

。